

4. 生産国における情報の収集：中国

近年の中国における情報収集調査は、『平成 28 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業』（以下、平成 28 年度調査）及び『平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）』（以下、平成 30 年度調査）にて実施され、比較的新しい情報が整理・公表されている。一方で、中国では 2020 年 7 月 1 日より新しい「中華人民共和国森林法」（以下、新森林法）が施行となった。こうした状況を鑑みて、本年度の調査では新森林法施行による、既往の制度の変更点に着目した情報収集・整理を行った。ただし、本来なら新森林法の発布にともない同年内に新しい「中華人民共和国森林法実施条例」（以下、新森林法実施条例）が公布されるが、2021 年 1 月現在の時点で発表されていない。

このため本章では、新森林法の施行によって今後の木材生産及び流通における変化（変更ないし更新）に関する情報を中心に整理している。新森林法による変更を受けない林業の概況や関連機関、制度等に関する情報については、既存の報告書を参考にするものとする。

4.1 森林の伐採段階における法令等

4.1.1 法令等の運用状況

（1）森林に適用（運用）される法律

中国の森林に関連する法令については、平成 30 年度調査報告書の 3.5.2 森林伐採・木材流通の関連法令・書類・証明システム等』にて整理されている。本項目では、同報告書の記述内容と比較して、2020 年 7 月 1 日に施行された新森林法によって変更された点を中心に整理した。

1) 新森林法発布の背景

1949 年に中華人民共和国が設立されてから、しばらくは森林・林業に特化した法律はなかった。1963 年に発布された「森林保護条例」が初めての罰則付きの森林資源保護管理条例であり、無許可の伐採、森林火災、森林病虫害等の防止を法的措置として施行した。だが、その時期は戦後の復興と食糧の確保が最重要課題で、森林の役割は、より多くの木材を生産し国家再建を支援することであり、加えて森林の農地開墾にも拍車され、森林資源は壊滅的な破壊に遭った。

1978 年から中国は「改革開放」路線へ舵を切り、近代化を目指し始め、各種法整備も徐々に着手した。1979 年「中華人民共和国森林法（試行）」が発布され、その第 1 条に森林が木材及び林産物供給の役割以外、気候の調和、水源涵養、水土保持、防風防砂、環境美化などの多様な機能も備えていることが明記された。そして、植林のさらなる推進、森林資源保護管理の強化及び合理的な森林資源の開発利用を森林法の目的とした。以降、試行期間を経て 1985 年 1 月 1 日から、はじめて正式な中華人民共和国森林法（以下、旧森林法）が施行された。しかし、この時期においても依然として森林資源の経済的価値が優先され、実態としては森林の生態的機能の発揮や資源としての保護・保全対策は二の次になっていた。その結果、1980 年代初期の森林資源量は中華人民共和国成立以降、最も減少した。

1990 年代中期から、中国の経済は急速な成長期に入る一方、環境問題も顕著化し始めていた。とりわけ干ばつや砂漠化が深刻になり、環境問題のグローバルな取り組みに中国も巻き込まれ始め

た。このような背景のもと、1998年4月に旧森林法は第1次改訂がなされた。この改訂において、立法目的条項に国土緑化の重要性と森林の生態的機能発揮の重要性を強調し、森林資源の有償使用と森林資源の生態的効果への補償制度を新たに導入したが、依然として伝統的林業概念を基に構築されていた。旧森林法の基幹は植樹・植林、森林経営、伐採と輸送管理となっており、森林保護においても森林の木材及び林産物生産を維持することを念頭に森林火災の防止、病虫害の防除、森林破壊の取締などを法規していた。

1998年夏に発生した長江流域等での大洪水は、中国国内に甚大な被害をもたらした。このため、この大洪水を契機にして、中国の森林政策は、林業発展方針から環境保全方向へと大きくシフトを始めた。その代表的な措置は2001年から全国一斉の「天然林保護プロジェクト（天然林伐採全面禁止）」と「退耕還林プロジェクト（急傾斜地の耕地への植林）」であり、2020年現在に至るまで継続している。また、同時期に「林権（林木と林地の権利）」改革が始まり、2002年に集団林権利改革（市町村が所有する林分や林地を70年という長期請負方式で農家や民間企業にその使用权と経営権を与えることで、市場原理を導入して森林資源の再生と山村振興を図る改革）が着手された。この取り組みは2008年に全国に普及され、その後、国有林権利改革（中央政府が管轄する国有林においても市場原理を活かして社会全体からの資金やノウハウを集めやすくするための改革で、国土保全上重要な森林は生態林に指定して国家予算でその保護と維持管理を行い、用材林やその他の林産物生産林等は徐々に市場経済に委ねる）についても段階的にスタートした。このような背景のもと、2009年8月に旧森林法の第2次改訂が行われた。

以降、「林権（林木と林地の権利）」改革の展開にともない、特に個人経営者や民間企業が木材をはじめとする林産物生産経営を行う森林を商品林と称するようになり、それと対照に保全林など生産行為を認めない森林を生態公益林にまとめるという森林経営上の分類方式が定着した。

一方、林業における国際社会との協調も一層進み、グローバルな温暖化対策における森林資源の保護や持続可能な経営に積極的にかかわり、世界的な違法伐採問題にも高い関心を示した。

このように1998年以降に国内において実施されてきた重要な林業政策について、その実施結果を検証し、法として規定すべき施策をまとめ、最近の森林・林業分野の国際状況も鑑み、2019年12月に開かれた第13回全国人民代表大会常務委員会第15次会议で森林法の大幅な修訂が行われた。2020年7月1日より新森林法が施行された。

2) 新森林法の主な改訂内容

新森林法では、法律の条項目が大幅に増補された。新森林法の目次項目を表 4.1 に示す。

表 4.1 森林法の項目概要

改訂前（1998年森林法）の項目	改訂後（2020年森林法）の項目
第1章 総則（第1～12条、12ヶ条）	第1章 総則（第1～13条、13ヶ条）
第2章 森林経営管理（第13～18条、6ヶ条）	第2章 森林所有権（第14～22条、9ヶ条）
第3章 森林保護（第19～25条、7ヶ条）	第3章 発展計画（第23～27条、5ヶ条）
第4章 植林造林（第26～28条、3ヶ条）	第4章 森林保護（第28～41条、14ヶ条）
第5章 森林伐採（第29～38条、10ヶ条）	第5章 造林緑化（第42～46条、5ヶ条）
第6章 法律責任（第39～46条、8ヶ条）	第6章 経営管理（第47～65条、19ヶ条）
第7章 附則（第47～49条、3ヶ条）	第7章 監督検査（第66～69条、4ヶ条）
	第8章 法律責任（第70～82条、13ヶ条）
	第9章 附則（第83～84条、2ヶ条）

出典：新森林法を基に調査団作成

新森林法によって改訂されたポイントを下記に整理する。

① 林木・林地の権利の明確化

中国では、憲法及び土地法によって、林地を含む全ての土地は、国家ないし集団（市町村）が所有権を持つと規定されている。また、所有権もしくは所有権に準じる権利として、森林を含む土地を所有する権利（土地/森林所有権）のほかに、森林を含む土地を使用する権利（土地/森林使用権）及び森林を含む土地に成立する資源である木材等を所有する権利（材木所有権）がある。ただし、土地/森林使用権は期限付きで個人に属することができ、材木所有権は個人の私的財産として法的に保障されている。林地の所有権は、中央政府が管轄する「国有林地」と地方自治体（市町村）が管轄する「集団林地」に区分される。この規定は新森林法2章で定められている。国有林地に成立する森林は「国有林」として、中央政府直轄もしくは各省政府に管理を代行させ、集団林地については「集団林」として、地方自治体が管理することを明記した。このように、林木・林地の権利を法律で保障することで、森林の保護及び持続可能な経営管理の帰属責任を強化するとともに、その運営における経営部分に関しては市場原理に任せようとしていた。

② 森林分類経営管理体系の樹立

森林の多面的機能を発揮させながら持続可能な森林資源の利用を実現するため、森林経営の行政管理上、公益林と商品林に区分して管理制度を制定した。旧森林法では、森林は5種類に区分されていたが、2000年12月5日に当時の国家林業局（現「国家林業草原局」）によって「公益林と商品林分類技術指標」が發布され、旧森林法の森林の5区分が公益林と商品林に区分された。この区分の整理については、平成30年度調査の報告書でも、その概要が整理されている。新森林法の6章では、公益林と商品林の2区分が正式に新森林法の中に定義される形となった。森林法に基づいて、公益林は国と上級地方政府（省政府）によって、厳格に保護管理が徹底されることとなり、一方で商品林は政府指導型民間経営に委ねられた。

③ 森林資源の保護の強化

森林資源保護活動は、「天然林保護プロジェクト（天然林伐採全面禁止）」や「退耕還林プロジェクト（急傾斜地の耕地への植林）」のように、政策や制度によって時期ごとに或いは地域ごとに実施、管理されてきた。新森林法では、特殊な保護価値のある森林地域は国家公園の形態で自然保

護地に指定して保護を強化した(31条)。また従来の天然林全面保護政策も法律として位置づけ、天然林伐採をより厳格に制限した(32条)。

④ 国土緑化運動の制度化

3月12日を「植樹節」として定め(10条)、これまでの国民の義務植樹活動(通例として一人当たり毎年3~5本を植える政府推進運動)について、ボランティア植樹活動参加方式、林木保育作業ボランティア植樹参加方式、育林基金に寄付する方式など多様な形式を推奨し、国民の積極的参加を促している。また、農村部の生活環境緑化を都市部と総括して計画する(都市部の緑化と同様に扱い)ことも新たに規定された(42条、43条)。

⑤ 林木伐採制度の一部見直し

従来の森林伐採量制限制度は継続するが、重点保護指定区の国有林以外、森林伐採量上限は省政府林業主管部門が国家林業草原局の指導のもと決める。ただし、省ごとの伐採計画は國務院に報告しその記録に載せなければならないとした(54条)。

また、林木伐採許可証の適用範囲と条件、申請に必要な書類についても詳細が明記された。さらに、従来の中央政府が総括して制定する全国木材生産計画を撤廃し、合わせて材輸送許可制度と加工許可制度が撤廃された(55条、57条、59条、60条)。

なお、農村住民が菜園や小面積の果樹園など自家用地と庭に所有する林木の伐採には伐採許可証が不要であることが明記された(56条)。

⑥ 森林経営管理における新たな推奨と制限

新森林法では、森林経営レベルの向上と持続可能な経営を促進するために、林業経営者に対して森林認証制度へ加入を推奨した。一方、木材経営業者や木材加工企業に対してサプライチェーンマネジメントの導入を努力義務とし、すべての企業と個人は盗伐や濫伐等の違法伐採の木材を購入、加工、輸送してはならないと定めた(64条、65条)。

3) 新森林法が木材及び木材製品の生産と流通分野に及ぼす影響

新森林法によって、特に、中国における木材や木材製品の生産や流通において、変化する点や影響が及ぼされる点を以下に整理した。

① 木材分野の「一元化」管理から「源頭(原木生産現場と木材輸入水際)」監督管理へのシフト
2017年に開かれた中国共産党第19回全国代表大会で打ち出した行政改革指導方針において、「行政の簡潔化と行政権の減縮及び下部への移行を継続し、政府の監督管理機能を新技術や新体制で強化して行政権の移行をサポートしながら、行政のサービス機能の最適化を実践する」ことが最大のポイントであった。今回発布した新森林法もこの行政改革指導方針に基づいて、森林資源の保護と林業経営企業の権益を守る視点から、林業分野の行政管理の考え方と監督管理の調整と改善を行った。これにより、従来の「一元化」管理から「源頭(素材生産現場と木材輸入水際)」監督管理を強化し、木材及び木材製品の生産・流通の高い効率と高い透明性を促すことへ方向調整が行われた。

具体的には、新森林法は木材の伐採制度をより規範化した。新森林法の57、58、59、60条によって、林木伐採許可証の発行条件、発行対象、申請資料が明確に補完された。川上の生産経営活

動に対して重点的に監督を強化する管理にシフトし、川下の加工販売は市場経済に委ねる方向へ舵を切ることになろうとしている。このため、従来の木材運送証（旧森林法 3 条）は新森林法から削除され、加工許可証（計画生産制度、旧森林法実施条例 34 条）も廃止された。これによって、これまでの「三証（伐採許可証、運送許可証、加工許可証）」管理が終わった。代わりに森林伐採の川上管理と木材流通の段階管理を一体化した監督管理システムが構築されることになった。

② 違法（出処が非合法の）木材に対する重点的取り締まりの本格化

新森林法の 65 条で「木材経営加工企業は原料と製品の入出荷台帳を整備しなければならない。如何なる企業・団体と個人はその木材が盗伐・濫伐等非合法に由来することを確実に承知しながらそれを購入、加工、運送してはならない。」と定めてある。この規定により、木材の貿易、加工、運送にかかる関連企業に対して、その木材は合法であることを明確に保証する義務が要求された。なお、国家林業草原局は、公式見解において、新森林法の本条項は中国国内で生産された木材と海外からの輸入材すべての木材に適用すると表明した⁴²。ただし、「確実に承知」に関する解釈については、まだ従来の定義であげているいくつかの「状況証拠」[注]にとどまっており、新たな解釈が待たれている。

[注]

中国最高裁判所森林資源破壊刑事事件審議に際する法律解釈（法釈〔2000〕36号）の第10条規定及び刑法第245条規定において、「確実に承知」とは「知っている或いは知らなければならない立場にいる」と定義していた。具体的には、①違法な木材売買場所ないし販売業者から買い集めること、②明らかにその時の市場価格より安い値段で売り出している木材を買い集めること、③規定に違反して販売している木材を買い集めること、が「確実に承知」にあたるとしている。

③ より高い効率と透明性を持つ木材及び木材製品の流通システムの強化

新森林法では、木材経営加工企業に対して原料と製品の入出荷台帳を整備することを義務化し、従来の木材流通過程の許可証制度による管理から、入出荷記録に対する監督へ転換した。新森林法では木材加工運送段階の行政審査許可事項を減らしたことで、企業の運営コストと負担を軽減した。一方、入出荷記録台帳の整備を関連企業に義務付けしたことで、企業は製品の関連情報、出処、売買等に係る記録とそれに関連する証明資料をすべて保管しなくなってきた。こうしたシステムによって、木材業界の秩序の維持、サプライチェーンの透明性の向上と効果的監督管理を大きく促すことを目的としている。

④ 木材及び木材製品の輸出入における政府機関部門間の協調への強化

中国では木材輸入に対する行政管理は主に国家林業草原局、商務部と税関総署の3部門がそれぞれの職能において分担して行っている。

商務部は対外貿易・投資の政策制定、国家間の貿易協定締結、国家全体の国際貿易計画とその市場管理監督を総括している。国家林業草原局は木材及び木材製品関連業界と産業（輸出入業も含めて）の政策、基準、管理方法等の策定と実行管理監督を行っている。税関総署は各種書類のチェックと検疫、課税率（額）査定などを分轄している。

総じて、国家林業草原局が直轄部門として木材及び木材製品の輸出入の具体的な政策と計画、そ

⁴² 新森林法为我国打击非法木材提供法律依据_林地管理_国家林业和草原局政府网
<http://www.forestry.gov.cn/main/448/20200122/153123693456010.html>

の管理方法等を策定し、実行の管理監督を行っている。

新森林法で違法伐採木材の排除を法律化したことで、3 部門間協調の強化が重要となる。その連携方式や具体的な政策と細則は中国国家林業草原局より公表される「新森林法実施条例」で明らかになる予定である。

⑤ 中国の木材及び木材製品の国際貿易における新たなハードル

新森林法 65 条（「木材経営加工企業は原料と産品の入出荷台帳を整備しなければならない。如何なる企業・団体と個人はその木材が盗伐・濫伐等非合法に由来することを確実に承知しながらそれを購入、加工、運送してはならない。」）により、特に木材及び木材製品の国際貿易における違法木材の排除が法的拘束力を持つことで、関連産業と業界は新たな対策や基準を設ける必要が生じる。これも、今後中国国家林業草原局より公表される新森林法実施条例を待って、その詳細が逐次明らかになる。

4.1.2 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

新森林法においても森林伐採に関する許認可制度は継続することとなったが、林木伐採許可証の発行条件、発行対象、申請資料等について補完した。ここで、新森林法の伐採許可制度に関連条項を表 4.2 に抜粋した。

表 4.2 伐採許可制度関連条項の記載事項

第 56 条	<p>林地にある林木を伐採する際、伐採許可証を申請しなければならない。伐採は伐採許可証に規定した内容を遵守して行わなければならない。自然保護区以外の竹林の伐採は伐採許可証を申請する必要はない。ただし、伐採作業は林木伐採技術規程に符合しなければならない。</p> <p>農村住民が所有権を持つ自家用地（菜園や小面積の果樹園など）と庭先に植えた散在する林木の伐採には伐採許可証申請を必要としない。</p> <p>非林地にある農地防護林、防風固砂（風による砂の流動を防ぐ）林、道路防護林、護岸林と市街地林木などの更新伐採はその土地ないし事業の主管部門が関連規定に従って管理する。</p> <p>林木を掘り起こして移植する場合は伐採管理規定に従う。その具体措置は国务院林業主管部門が制定する。</p> <p>伐採許可証の偽造、変造、売買、賃貸を禁止する。</p>
第 57 条	<p>伐採許可証は県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門が審査して発給する。</p> <p>県レベル以上の人民政府林業主管部門は必要な措置を講じて、伐採許可証申請人に申請手続き等の便宜を図らなければならない。</p> <p>農村住民が自家用山地と請け負った集団所有林地で植林した林木を伐採する場合、県レベル以上の人民政府林業主管部門が伐採許可証の審査と発給を行う、或いは県レベル以上の人民政府林業主管部門が郷・鎮人民政府に委託して伐採許可証の審査と発給を行う。</p>
第 58 条	<p>伐採許可証を申請するにあたり、申請資料として伐採地点、林分種類、樹種、面積、蓄積、伐採方式、更新措置と林木権利属性等の資料を提出しなければならない。伐採面積或いは蓄積が省レベル以上の人民政府林業主管部門が決定した面積或いは蓄積を超える場合、併せて伐採作業区の調査設計資料も提出しなければならない。</p>
第 59 条	<p>林木伐採技術規程に符合した伐採申請に対して、伐採許可証の発行部門はすみやかに伐採許可証を発行しなければならない。ただし、伐採許可証の審査・発給部門は年度伐採限度額を超える伐採許可証を発行することはできない。</p>
第 60 条	<p>下記に挙げた事情のいずれにあたる場合、伐採許可証を発行してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 封山育林期間中の林木と封山育林指定区域内の林木の伐採申請。 (2) 前年度伐採後、規定の更新植林計画を達成できなかった伐採申請。 (3) 前年度に重大な濫伐事案、森林火災或いは林業有害生物災害が生じた場合、予防措置と改善対策を講じなかった者からの伐採申請 (4) 法律・法規と国务院林業主管部門の規定により禁止されたその他の伐採申請。
第 61 条	<p>林木の伐採を行う者（組織と個人）は関連規定に従い更新植林を完成させなければならない。更新植林の面積は伐採面積より少なくなつてはならない。更新植林工事は関連技術規程の規定基準に合格しなければならない。</p>

出典：新森林法

4.1.3 伐採の合法性が確認できる書類（証明システムの事例及びその発行条件）

前節で記述したように新森林法で伐採の関する規定は定められたが、具体的な伐採許可証の申請書類フォームや伐採許可証の様式などが修正されるかどうか、修正が行われる場合の新たな様式等は今後発布される新森林法実施条例で明らかになる。

4.2 木材の流通段階における法令等

4.2.1 法令等の運用状況

新森林法施行以前は旧森林法第 33 条で「木材生産地から木材を運び出す場合、林業主管機関が発行する運送許可書を所持しなければならない。ただし、国家が総括して調達する木材はこの規定から除外する。」との定めにより、原木及び製材の運送も許可制であった。その詳細は平成 28 年度調査報告書及び平成 30 年度調査報告書に報告されているとおりである。ただし、新森林法ではこの条項が削除され、木材の運送に対する特別扱いはなくなった。言い換えれば、木材は一般的な物流範疇に帰され、運送に関する法令等はなくなった。

4.2.2 木材の流通・合法性に関する法令

平成 28 年度調査報告書及び平成 30 年度調査報告書に記載・掲載されている内容は、今後発布される新森林法実施条例によって変更或いは訂正される予定である。

4.2.3 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

平成 28 年度調査報告書及び平成 30 年度調査報告書に記載・掲載されている内容は、今後発布される新森林法実施条例によって変更或いは訂正される可能性はあるが、現時点では追加ないし訂正する情報は公表されていない。

4.3 木材生産・流通状況

4.3.1 調査対象国の木材生産・流通の特徴

(1) 木材生産の変遷と現在の特徴

世界第一の人口と第2の経済力を有する中国は世界一の木材消費国である。2018年の中国の木材消費は55,675万立方メートルで、そのうち約80%は国内消費、20%が輸出となっている。国内消費のうち、「農民の自家用材」とは主に燃料としての消費、家屋づくりや修繕、家畜小屋作りと修繕、庭の囲い柵などに消費されるものを指す。「その他」は主に薪や炭焼きで消費される。また、輸出は原木、製材、単板、ボード、家具、パルプチップ、紙・紙製品、古紙などが含まれている。図4.1に2018年の中国の木材消費量の内訳を示す。

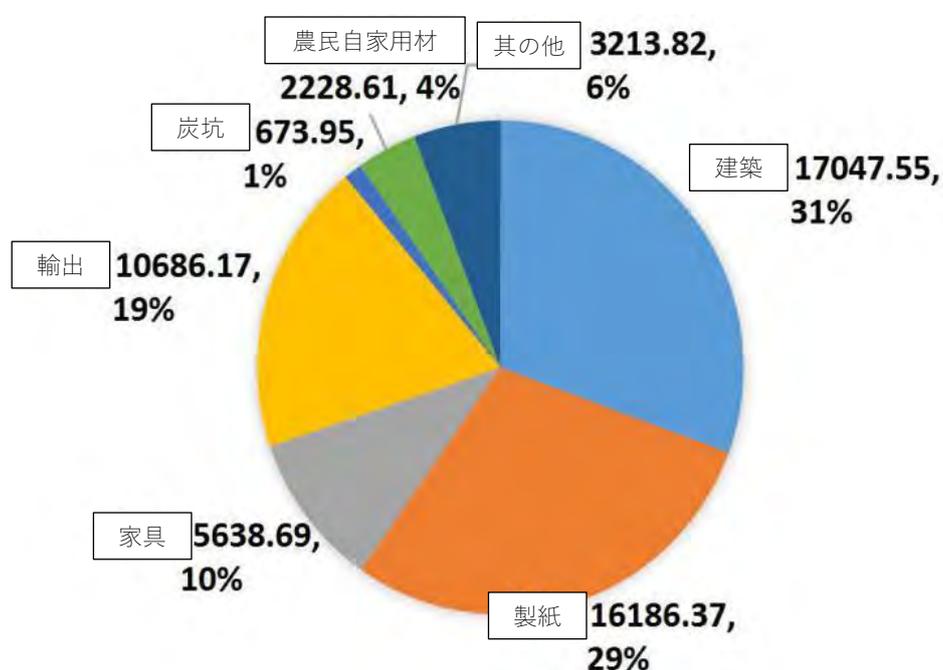


図 4.1 2018年中国木材消費の内訳(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告2018」(中国国家林業草原局発行、2019年)

中国の木材消費の動向をみると、近年は55,000万立方メートル前後で比較的安定している。その背景には経済成長率の増加が鈍化傾向で安定していることと、2010年頃から進められた農村地域の都市化の取り組みが一段落したこと等が挙げられる。図4.2は近年の中国木材消費の動向である。

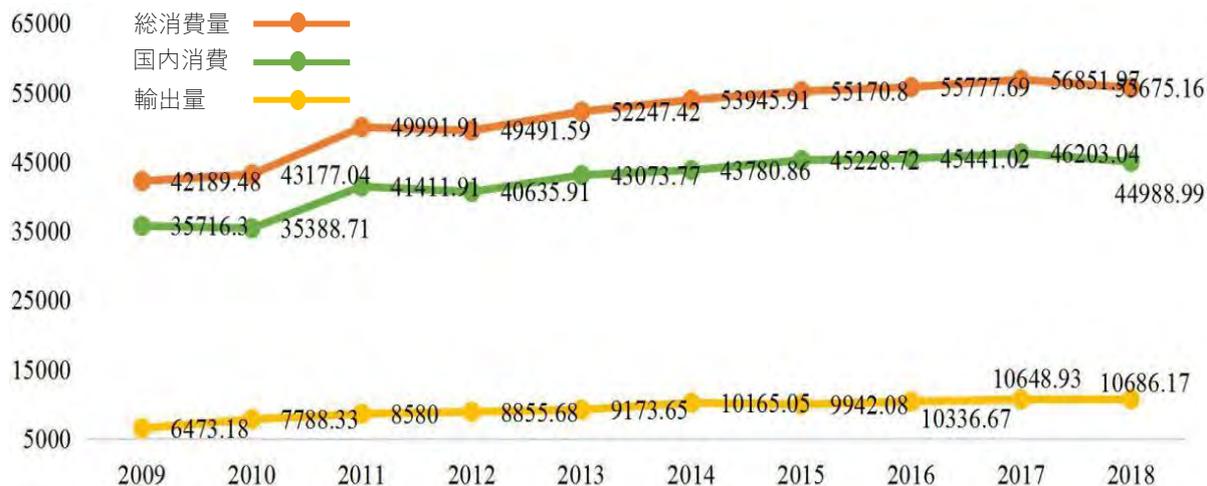


図 4.2 2009～2018 年中国木材・木材製品市場の総消費量の変動(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告 2018」（中国国家林業草原局発行、2019 年）

中国の木材供給は国内で生産された国産材と海外から輸入した輸入材でなり立っている。2015 年頃から輸入材が国産材を上回っている。2018 年の国内生産量 2 億 5,820 万立方メートルのうち、原木（規格を満たさず薪炭材になり下がった原木も含む）生産量は 8,811 万立方メートルであった。これは、輸入を含めた供給量全体の 16%を占めている。農民の自家用材生産量は 2,275 万立方メートルで供給量全体の 5%を占めた。残りの 14,258 万立方メートルは木質ファイバーボードや合板の原料材であり、供給量全体 26%を占めた。図 4.3 は近年の中国の木材供給量の動向である。

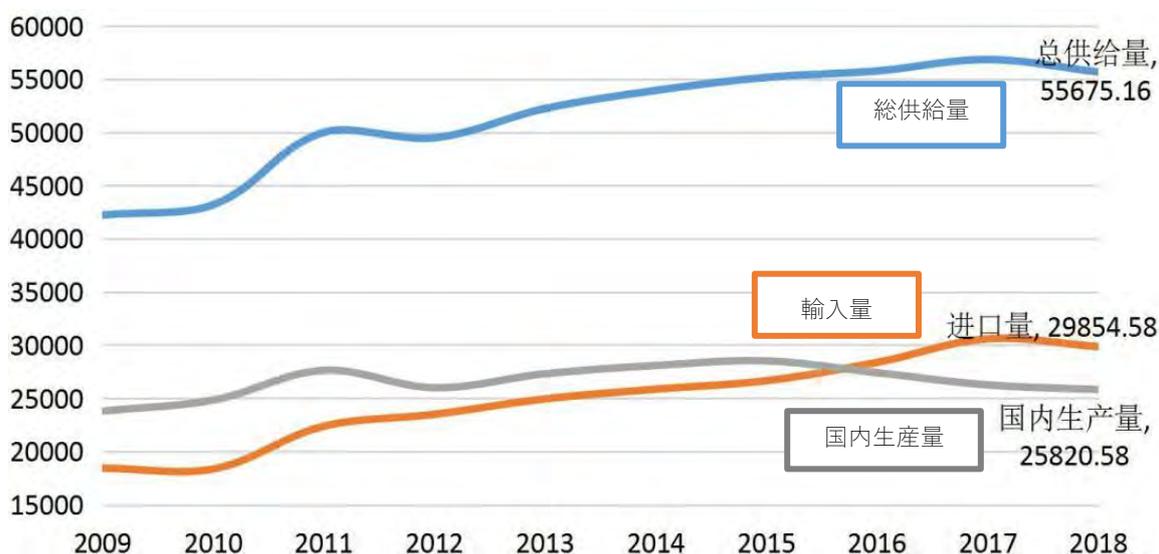


図 4.3 2009～2018 年中国木材・木材製品市場の供給量の変動(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告 2018」（中国国家林業草原局発行、2019 年）

中国における国産材のうちの国内生産原木と輸入材（輸入原木及び製材）のみの流通量を見ると、図 4.4 に示すように、2013 年以降から輸入材が国産材のうちの原木材生産を上回るようになり 2017 年からは輸入材が 1 億立方メートルを超えている。

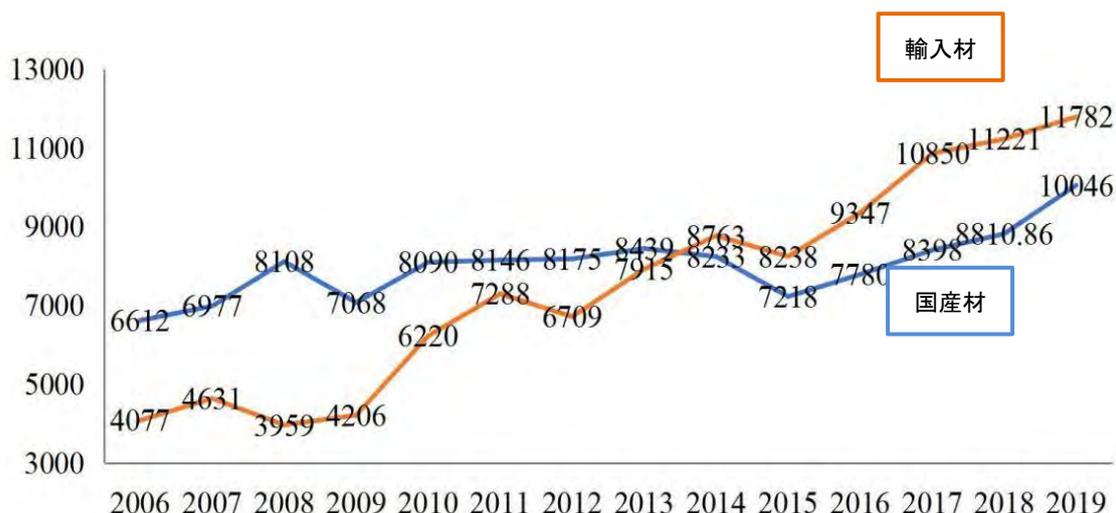


図 4.4 中国の国産材と輸入材の流通量の変動(単位は万立方メートル)

出典：「中国林業発展報告 2019」（中国国家林業草原局、2020 年）、「中国税関総署データベース」（中国木材及び木材製品流通協会、2020 年）

(2) 流通状況

1) 中国の木材及び木材製品の貿易の概要

中国における近年の木材及び木材製品の輸出入量を表 4.3 に示す。全般的に原木と製材の輸入量は輸出量に比べ圧倒的に多い。一方、合板、ファイバーボード、フローリングと木製・木製骨組椅子類の輸出量は、輸入量を上回っている。また、木製食器の輸出が好調で安定している。

表 4.3 中国の木材及び木材製品の輸入出力

区分		輸入量			輸出量		
		2008 年	2013 年	2018 年	2008 年	2013 年	2018 年
原木 (万 m ³)	針葉樹	1854.2	3293.2	4161.3	0.3	1.3	7.2
	広葉樹	1102.8	1199.6	1813.9			
	(うち熱帯木)	(232)	(198.9)	(822.1)			
製材 (万 m ³)	針葉樹	364.5	1691	2488.1	68.5	45.4	31.2
	広葉樹	340.8	703.7	1188.5			
	(うち熱帯木)	(41.5)	(41.7)	(656.4)			
チップ (万トン)		105.6	914.9	1284.3	-	-	-
薄板 (万トン)		6.9	45	71.9	11.0	15.3	32.3
合板 (万トン)		36.3	60.4	82.2	729.4	1041.7	645.8
パーティクルボード (万トン)		24.3	38.1	69.2	12.6	17.0	23.2
ファイバーボード (万トン)		33.6	7.3	19	243.5	236.7	179.1
紙と紙製品 (万トン)		373.6	297.1	640	-	-	-
木製家具 (万点)		275.1	585.2	886.2	1.7	2.0	2.7
フローリング (万トン)		1.2	1.2	4.7	46.8	39.9	27.5
木製ドア (万トン)		437.9	556.2	608.7	30.3	34.2	33.8
木製・木製骨組椅子類 (万点)		39.7	153.2	338.6	7574.9	8973.5	11743.8
パルプ・古紙・段ボール (万トン)		3268.7	4470.3	4183.7	7.2	8.4	10.2
木製食器 (万トン)		-	-	-	21.7	15.2	30.2

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

2) 木材及び木材製品の輸入状況

2018年の中国の木材及び木材製品の輸入総額は、およそ559億USDであった。品目別の輸入額の内訳を表4.4に示す。

表 4.4 2018年の木材及び木材製品輸入金額内訳

区分		輸入額 (万 USD)
原木	針葉樹	579,000
	広葉樹	520,000
	(うち熱帯木)	(281,000)
製材	針葉樹	499,000
	広葉樹	514,000
	(うち熱帯木)	(252,000)
チップ		226,000
薄板		19,000
合板		35,000
パーティクルボード		24,254
ファイバーボード		14,000
紙と紙製品		620,000
木製家具		92,000
フローリング		11,706
木製ドア		656
木製・木製骨組椅子類		33,000
パルプ・古紙・段ボール		2,401,000
木製食器		-
輸入総額		5,588,616

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019年）

① 品目別の輸入状況

中国の木材及び木材製品の主要な輸入品目である原木と製材品について、2018の輸入先（輸入総額）上位10ヶ国を図4.5、図4.6に示す。

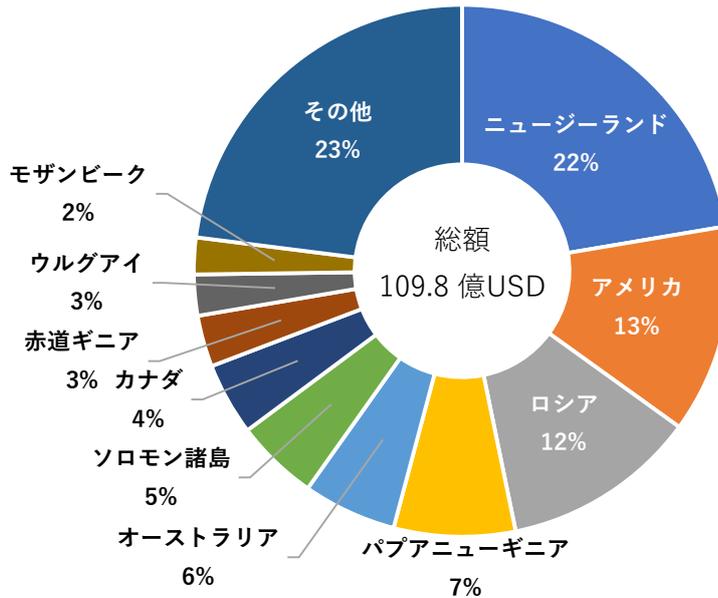


図 4.5 2018 年の中国の原木の輸入先上位 10 ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

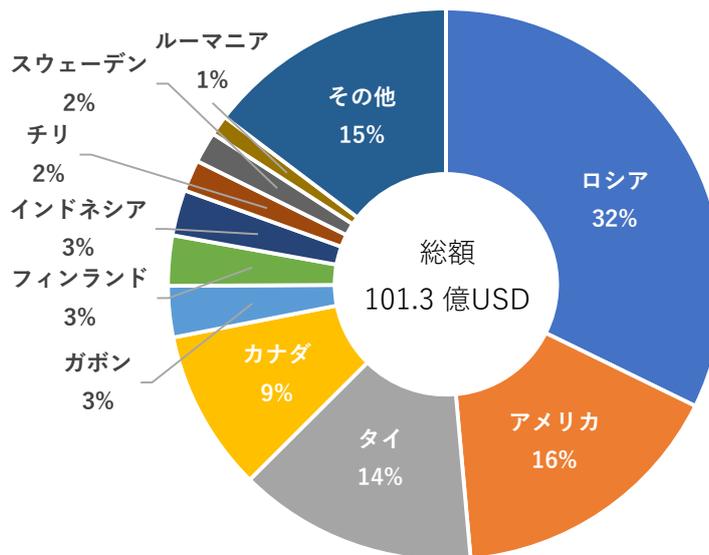


図 4.6 2018 年の中国の製材の輸入先上位 10 ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

② 地域別の輸入状況

ここではロシア、東南アジアとアフリカからの木材輸入についての最新情報を収集した。

ロシアから輸入材の樹種は主に針葉樹（マツ類）であるが、少量の広葉樹（カバ類とナラ類）も含まれている。主に建築材、家具材、枠材、内装材として利用されている。輸送は主に陸路で黒龍江省の綏芬河市と内モンゴル自治区の満州里市の税関検問所から中国に入って、主に内陸部で消費されている。

東南アジアからは主にマホガニーやチークなどの多種にわたる堅木類を輸入していて、取引国はマレーシア、インドネシア、ミャンマー、タイ、ベトナムなどである。主に高級家具、工芸品、楽

器、単板原料等に利用されている。これらの輸入材の中国への上陸は広州港や上海港が多く利用されており、主に広東省、浙江省、山東省、重慶市などで消費されている。

アフリカからもマホガニーなどの多くの硬材雑木を主に輸入している。取引国はガボン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、パプアニューギニア、ソロモン、赤道ギニアとなっている。用途は上記の東南アジアからの輸入材と同様である。輸送経路は海上で江蘇省の貿易港が主に利用されている。アフリカからの輸入材も主に広東省、浙江省、山東省、重慶市などで消費されている。2020年の、これらの地域における中国の主要な木材輸入国からの木材輸入状況は表 4.5 とおりである。

表 4.5 2020年1月～11月のアフリカ、東南アジアとロシアからの木材輸入概況

国別	輸入量 (万 m ³)	輸入金額 (万米ドル)	輸入量全体に 占める割合
ガボン	52.20	22,174.34	0.53%
カメルーン	54.45	18,521.88	0.55%
コンゴ共和国	63.82	21,708.76	0.64%
コンゴ民主共和国	11.12	4,873.74	0.11%
パプアニューギニア	238.10	46,943.57	2.40%
ソロモン	188.99	29,077.84	1.90%
モザンビーク	25.35	13,339.35	0.30%
赤道ギニア	24.28	7,005.38	0.24%
小計 (8ヶ国)	658.31	163,644.86	6.67%
マレーシア	13.09	4,451.78	0.13%
インドネシア	32.40	8,159.49	0.33%
ミャンマー	12.15	3,605.73	0.12%
タイ	330.00	88,458.47	3.32%
ベトナム	10.50	4,665.95	0.11%
小計 (5ヶ国)	398.14	109,341.42	4.01%
ロシア	2,063.81	479,782.34	20.78%
計 (14ヶ国)	3,120.26	752,768.62	31.46%
全体輸入量	9,932.44		100%

出典：中国税関総署データベース（中国木材及び木材製品流通協会 2020年）

3) 木材及び木材製品の輸出状況

2018年の中国の木材及び木材製品の輸出総額は、およそ330億USDであった。輸出金額の品目別の内訳を表4.6に示す。

表 4.6 2018年の木材及び木材製品輸出金額内訳

区分	輸出額 (万USD)
原木	2,360
製材	18,000
チップ	-
薄板	49,000
合板	604,000
パーティクルボード	10,839
ファイバーボード	112,000
紙と紙製品	
木製家具	1,352,000
フローリング	40,000
木製ドア	68,000
木製・木製骨組椅子類	946,000
パルプ・古紙・段ボール	13,000
木製食器	86,000
輸出総額	3,301,199

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019年）

中国の木材及び木材製品の輸出品目のうち、薄板、合板、ファイバーボードについて、2018年の輸出先（輸出額）上位10ヶ国を図4.7から図4.9に示す。

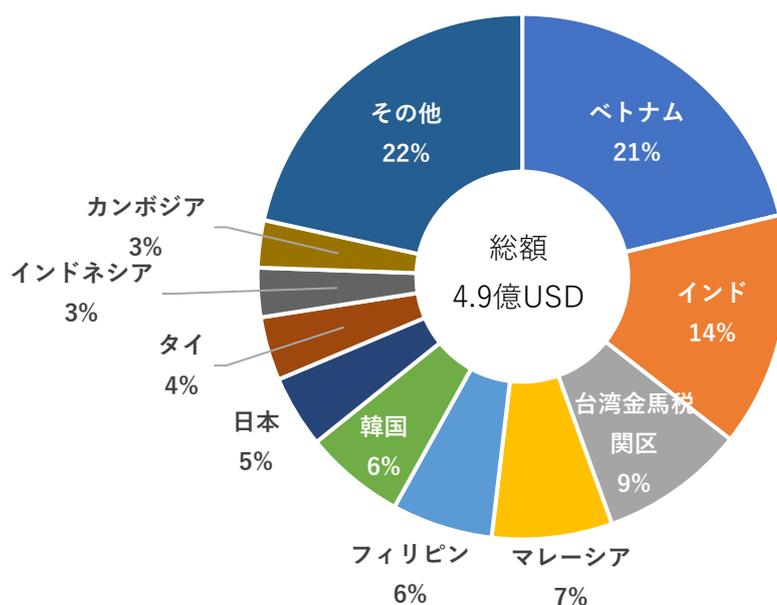


図 4.7 2018年の中国の薄板の輸出先上位10ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019年）

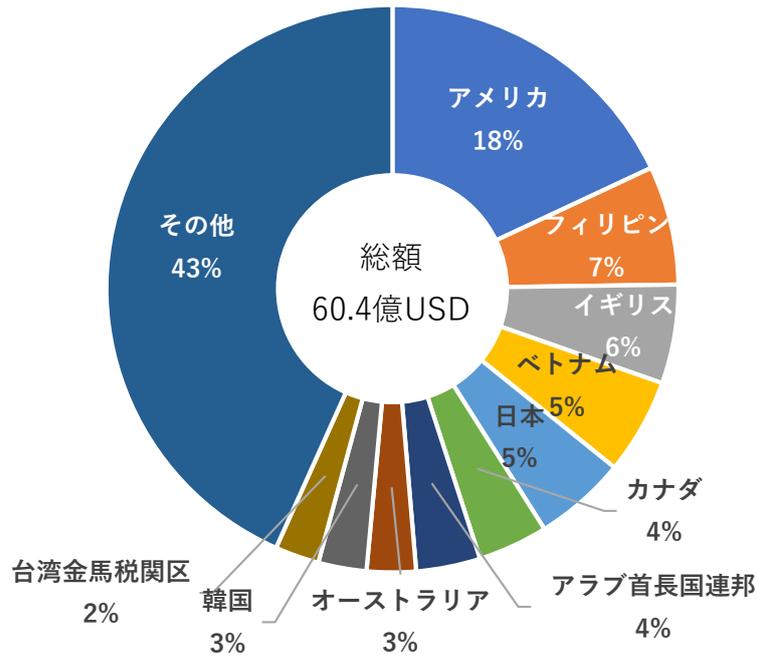


図 4.8 2018 年の中国の合板の輸出先上位 10ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

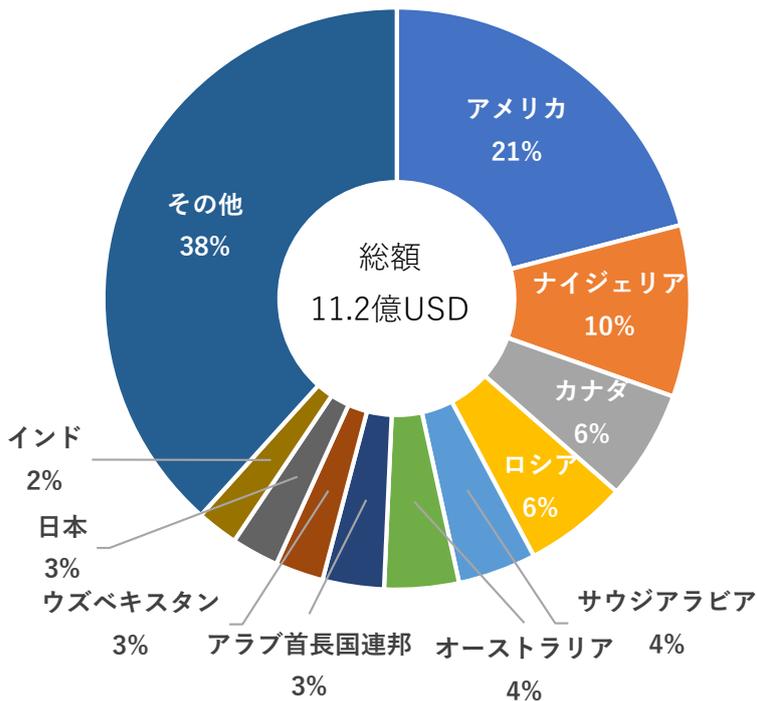


図 4.9 2018 年の中国のファイバーボードの輸出先上位 10ヶ国

出典：中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018（中国木材及び木材製品流通協会、2019 年）

4) 日中木材関係貿易情報

近年、日本のスギ材をはじめ、主に針葉樹材を中心に中国へ原木輸出が徐々に増えている。中国木材及び木材製品流通協会 2019 年発行の「中国の木材・木材製品流通業界年鑑 2018」によると、中国の日本からの原木輸入量は 2008 年の約 1.5 万 m³から 2014 年には約 31.2 万 m³になり、2018 年には 92.8 万 m³に達していた。表 4.7 に日本の対中国の木材関係輸出入量を整理した。

表 4.7 日本の対中国の木材関係輸出入量(2018年)

	輸入		輸出		
	数量	金額(千円)	数量	金額(千円)	
丸太	針葉樹	993 m ³	37,199	926,260 m ³	11,398,788
	広葉樹	310 m ³	18,921	1,240 m ³	111,689
	小計	1,303 m ³	56,120	927,500 m ³	11,510,477
製材	針葉樹	17,188 m ³	2,095,689	62,712 m ³	1,881,136
	広葉樹	16,346 m ³	2,273,205	1,968 m ³	286,330
	小計	33,534 m ³	4,368,894	64,680 m ³	2,167,466
加工材	針葉樹	9,273 m ³	1,495,959	98 m ³	58,382
	広葉樹	39,774 m ³	7,831,894	52 m ³	9,075
	小計	49,047 m ³	9,327,853	150 m ³	67,457
枕木	針葉樹	353 m ³	13,250	-	-
	広葉樹	266 m ³	17,310	-	-
	小計	619 m ³	30,560	-	-
合板	144,012 m ³ (15,461,717 m ²)	8,398,179	179,162 m ²	344,743	
薄板・合板用単板	15,459,355 m ³	4,006,020	94,681 m ²	94,680	
集成材	25,382 m ³	2,997,733	-	-	
構造用集成材	26,823 m ³	1,455,585	-	-	
木材チップ(針葉樹)	821t	73,680	-	-	

出典：森林・林業統計要覧 2020（林野庁, 2020, 資料：財務省「貿易統計」（平成 30 年））

(3) 日本からの輸出に関連した情報

近年、中国木材市場に日本のスギ材を中心とした針葉樹材の参入するようになった。中国の木材業界内では一定の認知度をもっているが、一般消費者にはまたよく知られていない。中国国内専門家（中国木材及び木材製品流通協会日本市場担当企画・研究員）に日本の木材が中国木材市場における状況について情報収集と分析を依頼し、ここにその結果を整理した。

日本のスギ材は現在、主に中国の江蘇省、山東省、広東省などで取引されている。用途としては梱包材、パレット、土木用材、コンクリート型枠用材、囲い柵などのいわば室外（露天）用材としての利用が殆どである。現在中国では日本のスギ材と同等の用途でよく利用されているのはツガ（*Tsuga chinensis*）と米スギ（*Thuja plicata*）である。この二つの樹種に比べ、日本のスギ材は密度が高く強度も強いうえ、カビが生えにくく、ひび割れも少ないことで、材質的には評価されている。ただし、日本のスギ材は含水率が高いため、特に中国の北方地域や内陸部など大気湿度が比較的到低い地域においては、木材の含水率に対する要求が低い用途（包装材、パレット、浴室すのこ、囲い柵など含水率の変動による変形を起こしても用途に支障がない）に主に利用されている。

なお、ツガや米スギなどの現行市場価格は立方メートルあたり 140 米ドル前後、需要と供給バランスで 180 米ドルまでは変動の許容範囲で、200 米ドルを超えることはない。これに対して、日本のスギ材のオファーは 180～200 米ドルと比較的に高く設定しているため、長期的なユーザーの確保に苦戦している。もう一つ気になることは日本の木材貿易業者の価格に対する考え方であ

る。日本の木材貿易業者は設定価格の変動にかなり消極的であると見受けられる。他の製品の値下げには基本同調しないが、市場の値上げ傾向には遅れず歩調を合わせている。中国では木材市場はまだ「質より量」という現状にあるうえ、商談に値切りは当たり前というよりむしろ能力の自負である状況のなか、日本の商売スタイルでは現段階の中国において「日本材ファン」を育てることは厳しい。

中国木材及び木材製品流通協会は定期的に日中両国の木材及び木材製品の貿易や製造業者による交流会と商談会を行っている。直近では2020年9月と2021年1月に交流活動が行われた。2021年1月会合では46.22億円の商談がまとまった。これらの二国間の交流活動で中国木材関係業者からみた日本の中国市場向け木材に対する評価を、参考資料として整理した。以下は日本産木材が中国木材市場で販路をより大きく打開するにあたり、抱えている課題である。

1) 認知度の課題

多くの中国木材関係者はいまだに日本の国内木材消費は大部分を輸入材に頼っていて、木材製品も国内ではハイレベルな設備を使って高価な製品しか製造しないと認識している。ゆえに実際の日本の国内木材製品の生産状況、性能性、応用実態、価格構成に対する理解は極めて限られている。確かに近年日本政府は自国木材のアピールに力を入れているが、少なくとも中国において、これらの広報活動は、末端のユーザーまで十分効果的には届いていない。

2) 樹種単一と価格の課題

現在日本から中国に輸出している木材の大半はスギで、続いてヒノキとカラマツになる。ごく少量の広葉樹もあるが、樹種はかなり限られている。また、日本で好まれているスギの匂いは中国では刺激臭として受け取られる場合が多く、節も少なくないため、家具材としては受け入れられていない。実際、日本のスギ材の多くは梱包材、パレット用材、土木用材、コンクリート型枠用材、囲い柵用材にしか利用されていない。このような用途の木材価格は最高でも立方メートルあたり200米ドル以下であるので、現段階では価格を押さえることでしか競争力を高められない。ヒノキはスギに比べ材質の硬度高く、香りも木目も好まれているが、価格が高く、末端のユーザーには買い求めにくい。中国市場ではヒノキの立方メートルあたり単価はスギより500元（1月末現在1米ドル≒6.4元）ほど高いが、用途的にはこの価格差を埋めていない。中国でのヒノキ価格は上質のマツ材と同レベルで設定されているが、用途やブランド力で優位性をもっていない。

3) 大量発注の課題

中国側の企業は国営企業や大型企業が多く、大量発注をもって値段交渉を有利にする。また、発注後のスピーディー発送にこだわる場合が多い。一方、日本の木材企業の大部分は中小規模であり、個々の企業の大量生産能力が比較的低い。したがって、中国側の買い付けに個々の日本側業者では対応しきれない場合が多い。

4) ブランド化の課題

前述①の認知度にも絡むが、長期的には日本産木材のブランド化が重要になる。これまで日本の木材の多くは商社を通じて中国市場に入っている。日本の木材が中国でより多く使われるためのサポート（中国にマッチした商品開発や加工技術移転など）が必要になる。事例として、フィンランド製材協会、スウェーデン木材協会、カナダ木材協会はそれぞれの自国政府助成で、中国の

木材市場でターゲットを絞って広報活動をシリーズ化していて、木材利用手引きの開発や中国企業との共同技術開発を行って、知名度を広めている。

4.3.2 森林認証システムの導入状況

新森林法 64 条では、「森林経営レベルの向上と持続可能な経営の促進に資する意志を有する林業経営者は自ら志願して森林認証を申請することができる」と定めた。これによって、林業経営者に対して中国政府は森林認証制度へ加入を積極的に推奨した。中国における森林認証状況については、平成 28 年度調査の報告書と平成 30 年度調査の報告書にてその動向が整理されている。本項では、各種認証の最新登録情報を整理した。

(1) 中国森林認証システム (China Forest Certification Scheme :CFCS)

1) CFCS の概要

中国森林認証制度 (China Forest Certification Scheme :CFCS) は 2001 年から構築の計画が始まった。2009 年に「中国森林認証実施規則」が策定され、2010 年に「中国森林認証委員会 (China Forest Certification Council:CFCC)」が設立されることにより、中国森林認証制度 (CFCS) の運営が開始された。

2) CFCC による認証

2020 年 2 月現在、CFCC による森林管理認証を取得した森林面積は 5,818,293ha、CoC 認証取得企業は 361 社に達している⁴³。

3) PEFC との相互承認

中国森林認証委員会は 2012 年に「中国森林経営認証とサプライチェーン認証国家基準」をもって、PEFC 事務局に認証システム相互承認申請を提出し、2014 年に CFCS と PEFC との相互承認が実現した⁴³。

(2) FSC

2020 年 2 月現在、中国では 1,185,610ha の森林が FSC の森林管理認証を取得している。また、CoC 認証取得企業は 11,919 社に上っている。

(3) PEFC

2020 年 12 月現在、PEFC 認証を取得した森林面積は 1,282,715 ha で、PEFC CoC 認証を取得した企業は 425 社になっている。なお、PEFC の推定によると、2019 年中期までで、中国で FSC と PEFC の認証を同時に取得した森林面積は 198,785ha になった⁴⁴。

4.3.3 違法伐採に関連する関連情報

中国では絶対多数の森林は国有林と集団所有林で、いわば国家と人民の「公有財産」である。ゆえに一貫して森林資源の保護を強調している。特に 2001 年からスタートした「天然林保護プロジェクト (天然林伐採全面禁止)」の全国範囲での実施により、森林破壊や違法伐採をより厳格に取り締まっている。一例であるが、2019 年 8 月に広東省湛江市で 35 ムー (約 2.3ha) のユーカリ

⁴³ 中国森林認証 <https://www.cfcc.org.cn/>

⁴⁴ DOUBLE CERTIFICATION FSC and PEFC- 2019 ESTIMATION, January 2020

林（集団所有林）が濫伐され、2020年4月に容疑者が摘発され刑事処罰を受けたとメディアによって報道された⁴⁵。

表 4.8 では新森林法における違法伐採に関する森林法条項整理した。なお、中国では違法伐採を「盗伐・濫伐」と表現している。中国国内における盗伐・濫伐について、新森林法 8 章「法律責任」では、表 4.8 に示す条項のとおり法律責任を定めた。

表 4.8 新森林法における違法伐採に関する規定

第 76 条	<p>県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門より林木を盗伐した者に対して、盗伐した場所或いは異なる場所で、盗伐した本数の 1 倍以上 5 倍以下の本数の樹木を期限内に植えて補うこと命令し、併せて盗伐林木の価値の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を課す。</p> <p>県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門により林木を濫伐した者に対して、濫伐した場所或いは異なる場所で、濫伐した本数の 1 倍以上 3 倍以下の本数の樹木を期限内に植えて補うこと命令する。また、濫伐者に対して盗伐林木の価値の 3 倍以上 5 倍以下の罰金を課すことができる。</p>
第 77 条	<p>本法の規定を違反して、伐採許可証を偽造、変造、売買、賃貸した者に対して、県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門よりその許可書と違法所得を没収し、併せて違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を課す。違法所得が生じなかった場合、2 万元以下の罰金を科すことができる。</p>
第 78 条	<p>本法の規定を違反して、その木材が盗伐・濫伐等非合法に由来することを確実に承知しながらそれを購入、加工、運送した者に対して、県レベル以上の人民政府（地方政府）林業主管部門よりその違法行為の停止を命令し、購入、加工、運送した林木或いは林木を売り払って得た金銭を没収する。また、違法による購入、加工、運送した林木の価値の 3 倍以下の金額を罰金として課すことができる。</p>
第 82 条	<p>警察機関は国家関連規定に従い、法律に基づいて本法の第 74 条第 1 款（開墾、採石、砂堀、土堀或いはその他の活動による林木破壊に関する違法行為に対する処罰）、第 76 条、第 77 条、第 78 条の規定に対する行政処罰権を行使することができる。</p> <p>本法規定の違反が治安管理规定違反行為に至った場合、治安管理处罰を課す。本法規定の違反が犯罪行為に至った場合、刑事責任を追及する。</p>

出典：森林法

⁴⁵ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1665119085021403874&wfr=spider&for=pc>